

# 「東京観光産業アドバイザー派遣事業」の概要

## 1. 目的

都内の「観光関連事業者」等に対し、適切な支援を行うことのできるアドバイザーを派遣することにより、経営支援等を実施するとともに、観光関連事業者等の順調な発展と成長の促進を図り、もって都内観光産業等の活性化に寄与することを目的とします。

## 2. 実施内容

### ○派遣先

#### (1) 観光関連事業者

| 区分      | 対象  |
|---------|---|
| 観光関連事業者 | <p>東京都内に登記簿上の本店又は支店を有し、旅行者向けに事業を営む観光関連事業者とする（これから事業を営む予定の者を含む。）。</p> <p>なお、観光関連事業者とは、次の①～⑦のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>① 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第23条の規定に基づく登録を受け、都内において営業を行っている旅行者</p> <p>② 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、都内において営業を行っている宿泊事業者</p> <p>③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、旅行者向けの営業を行っている飲食事業者</p> <p>④ 都内において、販売場等を設け、営業を行っている小売事業者</p> <p>⑤ 都内に営業所を置きかつ道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者</p> <p>⑥ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。東京都内で特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送業者の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第2条第1項又は同法施行規定第2条第3号に該当する事業者</p> <p>⑦ その他都内において、旅行者向けに直接サービス開発・提供や商品開発・製造・販売等を行っている事業者。</p> |

◆次に該当する者はこの要綱に基づく支援の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当するものがあるもの。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するもの。
- (4) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあつては代表者も含む。）
- (5) 公序良俗に反する事業など、支援対象として社会通念上適切ではないと財団が判断するもの。

#### (2) 対象地域

・都内全域（島しょ、多摩地域含む）

### (3) 派遣の要件

観光関連事業者（支援対象事業者）等に対し、適切な支援を行うことのできるアドバイザーを派遣することにより、経営支援等を実施し、都内観光産業等の活性化に寄与すること。

#### ○アドバイザーの派遣

##### (1) アドバイザーの委嘱

観光関連事業者（支援対象事業者）の依頼内容に適したアドバイザーを、東京観光財団が選任して委嘱いたします。

##### (2) アドバイザーの役割

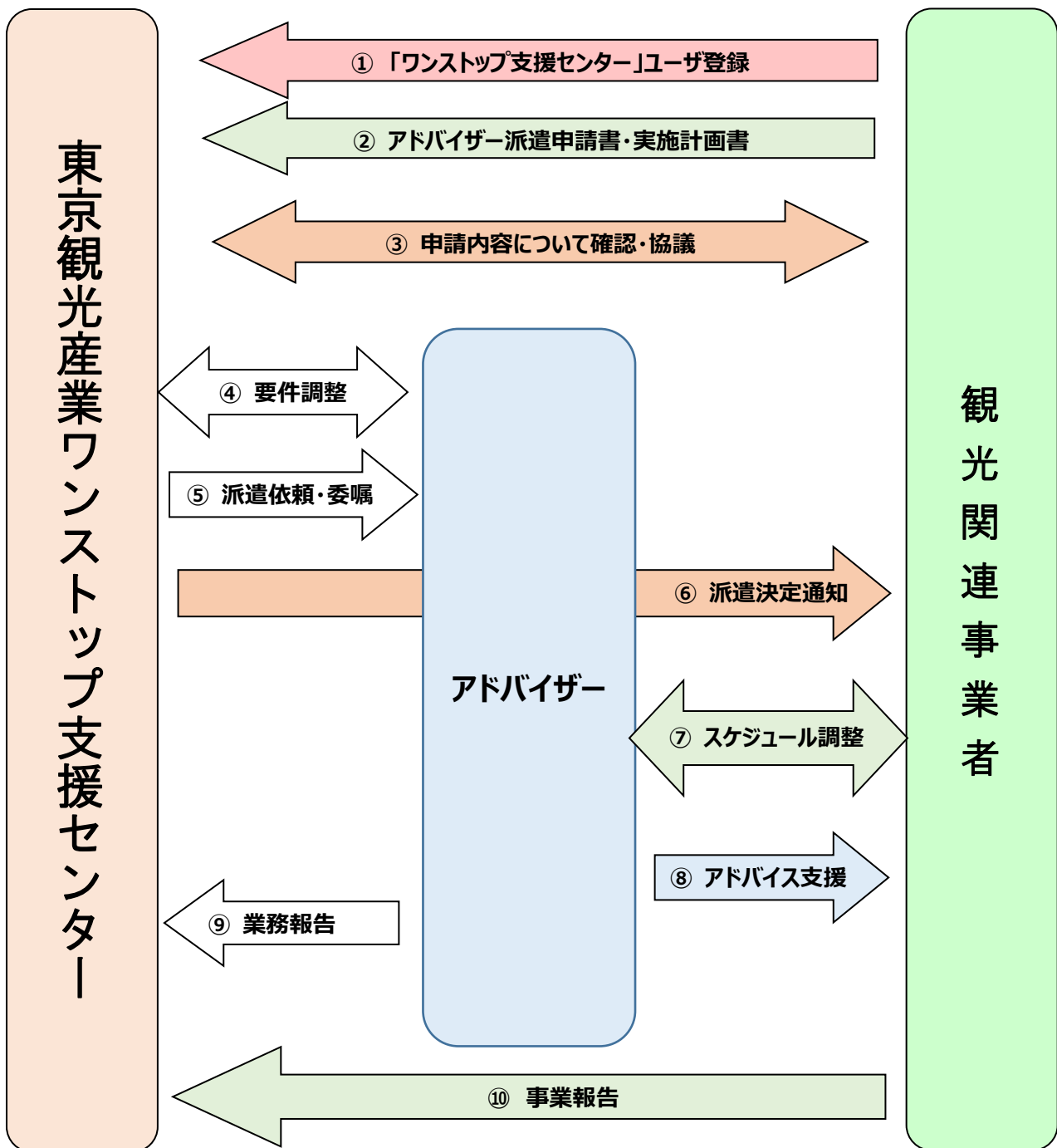
アドバイザーには、下記の事項の中から依頼内容に応じた伴走型のアドバイスをいただきます。

- ・経営支援：経営戦略・経営改善、営業戦略、事業計画策定、生産性向上、事業継続計画  
業法・定款
- ・人材：人材採用・育成、教育・接遇
- ・観光 DX
- ・情報発信・プロモーション：WEB サイトの構築、情報発信（WEB サイト・SNS 関連）、マーケティング、  
ブランディング
- ・観光商品等の開発：旅行・宿泊商品の造成、体験コンテンツ等の造成、特産品・商品等の開発  
マーケット開拓
- ・インバウンド
- ・サステナブルツーリズム
- ・受入環境の整備：観光施設・設備等の導入や磨き上げ、ユニバーサルツーリズム、キャッシュレス
- ・その他：観光まちづくり、その他得意とする支援内容

#### ○派遣団体数及び派遣回数、派遣人数

- ・派遣回数は、1 事業者あたり 5 回以内です。
- ・アドバイザーには、1 回あたり 2 時間程度ご指導やご助言をいただきます。
- ・派遣期間は、派遣決定通知日から 6 ヶ月以内です。

### 3. 実施フロー



#### 【観光関連事業者】について

旅行業、宿泊業、小売・卸売業、飲食業、運輸業（バス・タクシーなど）、体験コンテンツ事業者など、都内で旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売を行っている事業者を想定しております。